

(15) 臨時免許状を取得する方法（免許法第5条第6項、第9条第3項）

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、教育職員検定に合格した者に授与されます。

なお、申請は副申者（公立学校にあつては市町村教育委員会、県立学校、国立学校又は私立学校にあつては所属長）の副申に基づくものであり、個人による申請はできません。

また、臨時免許状は、その授与を受けたときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有します。